

令和六年三月

令和六年二月文京区議会定例議会議案(四)

文
京
区

目次

| | | |
|---------|--|----|
| 議案第八十一号 | 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 1頁 |
| 議案第八十二号 | 旧元町小学校保全施設整備工事請負契約の一部変更について | 7頁 |
| 議案第八十三号 | 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について | 9頁 |

議案第八十一号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年三月二十一日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都」を削り、同号カ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第二号イ中「附則第二十二條」を「附則第七条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額

第十四条の三第二号エ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第十四条の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第十五条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」に改める。

第十五条の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の七・一七（一般被保険者に係る）」を「百分の八・六九（」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「四万五千元」を「四万九千円」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の五から第十五条の七までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の七まで 削除

第十五条の八中「又は第十五条の五」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）」を削る。

第十五条の九の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号ア中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号イ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十五条の十の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」に改める。

第十五条の十一の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」に改める。

第十五条の十二の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の二・四二（一般被保険者に係る）」を「百分の二・八〇（）」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「一万五千円」を「一万六千五百円」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の十三から第十五条の十五までを次のように改める。

第十五条の十三から第十五条の十五まで 削除

第十五条の十六中「又は第十五条の十三」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十六条第二号ア中「附則第二十二条」を「附則第七条」に改め、同号イ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条の四第一号中「百分の一・九二」を「百分の二・一四」に改め、同条第二号中「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に改める。

第十九条中「若しくは第十五条の五」及び「若しくは第十五条の十三」を削る。

第十九条の二各号列記以外の部分中「又は第十五条の五」及び「又は第十五条の十三」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第一号ア中「三千五百円」を「三万四千三百七十円」に改め、同号イ中「一万五百七十円」を「一万五千五百五十円」に改め、同号ウ中「一万三千四百四十円」を「一万五千五百五十円」に改め、同条第二号各号列記以外の部分中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ア中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同号イ中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改め、同号ウ中「八千

円」を「八千二百五十円」に改め、同条第三号各号列記以外の部分中「五十三万五千元」を「五十四万五千元」に改め、同号ア中「九千元」を「九千八百二十円」に改め、同号イ中「三千二十円」を「三千三百円」に改め、同号ウ中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

第十九条の四第一号ア中「六千七百五十円」を「七千三百六十五円」に改め、同号イ中「一万二千二百五十円」を「一万二千二百七十五円」に改め、同号ウ中「一万八千元」を「一万九千六百四十円」に改め、同号エ中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同条第二号ア中「二千二百六十五円」を「二千四百七十五円」に改め、同号イ中「三千七百七十五円」を「四千二百二十五円」に改め、同号ウ中「六千四十円」を「六千六百円」に改め、同号エ中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改める。

第十九条の五第二項中「前項の規定により保険料の」を「前項各号に定めるところにより算定した」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十二号

旧元町小学校保全施設整備工事請負契約の一部変更について
右の議案を提出する。

令和六年三月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

旧元町小学校保全施設整備工事請負契約の一部変更について

令和四年十二月一日契約第一万九千五百二十九号により締結した旧元町小学校保全施設整備工事請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

一 契約の目的 旧元町小学校保全施設整備工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約

三 契約金額 金二十三億七千六百八十三万六千円
（変更前の契約金額 金十八億三千二百十六万円）

四 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目十六番一号

清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

(説明)

工事の内容の変更に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 令和四年十二月二日から令和六年十二月十三日まで
- 二 支出科目等
 - 令和四年度 一般会計 総務費 企画費
 - 令和五年度 一般会計 総務費 企画費
 - 令和六年度 債務負担行為

議案第八十三号

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について
右の議案を提出する。

令和六年三月二十一日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について
令和二年三月十九日契約第三万三千六百八十七号により締結した文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築
その他工事請負契約の一部を左記のとおり変更する。

記

- 一 契約の目的 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金七十二億四千三百六十一万円
(変更前の契約金額 金六十七億二千百三十万八千円)
- 四 契約の相手方 五洋・山口・トリヤマ建設共同企業体

構成員(代表者) 東京都文京区後楽二丁目六番一号

五洋建設株式会社東京土木支店

常務執行役員支店長 中村俊智

構成員 東京都文京区千石三丁目二十九番二十六―一〇一号

山口建設株式会社

代表取締役 山口巖
東京都文京区本駒込二丁目十九番三号
構成員
トリヤマ株式会社

代表取締役 鳥山金一郎

(説明)

工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二條の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

| | |
|---------|--|
| 一 工 期 | 令和二年三月二十三日から令和八年十一月四日まで |
| 二 支出科目等 | 令和元年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和二年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和三年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和四年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和五年度 一般会計 教育費 学校教育費 令和六年度 債務負担行為 |

令和七年度 債務負担行為
令和八年度 債務負担行為

